

派遣先向け 平成30年改正派遣法セミナー開催要領

令和元年7月1日
京都労働局需給調整事業課

1 趣旨

平成30年改正派遣法の成立により、派遣先においても自社の労働者と派遣労働者との均等・均衡を図る観点から様々な措置を講じることが必要となった。

そこで、平成30年改正派遣法の概要及び派遣先が講ずべき措置について説明を行うことにより、労働者派遣に係る同一労働同一賃金等についての理解促進を図ることを目的に、派遣先事業所を対象としたセミナーを実施する。

2 対象者

労働者派遣を受け入れている事業所

労働者派遣の受入の可能性がある事業所や派遣元事業所等労働者派遣事業関係者

3 実施日時、会場及び定員

(1) 実施日時 令和元年8月23日(金) 13時～14時30分(受付12時開始予定)

(2) 会場 京都テルサ テルサホール(京都市南区東九条下殿田町70)

(3) 定員 400名

4 申し込み方法

当課への電話又は参加申込書のFAXによる。(先着順)

5 説明内容及び概ねのスケジュール

(1) 開会挨拶等(10分)

(2) 平成30年改正派遣法の経緯・概要(50分)

(3) 派遣先が講ずべき措置について(30分)

6 個別相談会の実施

平成30年改正派遣法をはじめとする労働者派遣法に関する相談・疑問に当課需給調整事業課が対応する個別相談会を以下により実施する。

(1) 日時 令和元年8月23日14時30分～17時まで(最終受付は16時30分)

(2) 会場 京都テルサ2階リハーサル室(テルサホールに隣接)

(3) その他 予約不要・先着順

7 講師

厚生労働本省需給調整事業課担当官

FAX番号 (075) 279-3200

FAX申込期限・8月9日(金)

派遣先向け 平成30年改正派遣法セミナー参加申込書
(兼 当日参加票)

申込日 令和 年 月 日

事業所名	
電話番号	
担当者名	
参加者数	名

- ①参加者数の上限は設けませんが、申込み多数の場合は2名様までに限定させていただきます。可能性がりますので、予め御承知いただきますようお願いいたします。
- ②万一、定員を超過した場合は参加をお断りさせていただきますので、予め御承知いただくと共に、お早めにお申し込みください。
- ③上記①②の場合のみ8月19日までに御記載いただいた電話番号へ御連絡いたします。連絡がない場合は、当日、直接会場へお越しください。
- ④セミナーは本票を持参し、受付で提示してください。

【会場のご案内】

京都テルサ テルサホール

住 所 京都市南区東九条下殿田町70 (西館1階)

アクセス 地下鉄烏丸線九条駅より西へ徒歩約5分

近鉄京都線東寺駅より東へ徒歩約5分

各線京都駅八条口西口より南へ徒歩約15分

駐 車 場 京都テルサ地下に有料駐車場があります

※当日は満車となることが懸念されますので、公共交通機関でお越しください (駐車料金の負担・補助は行っておりません)